

2024年1月4日

お客様各位

城南信用金庫

懸賞金付き定期預金スーパードリームの中途解約にかかる大切なお知らせ

平素は、城南信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫ではサービス見直しの一環として、2024年4月から取扱い開始予定の第60回懸賞金付き定期預金スーパードリームより、中途解約時の当せん金支払いについて下記の通りとさせていただきます。

記

<第60回以降のスーパードリーム中途解約時の懸賞金および賞品の支払いについて>

- ・中途解約については、当せん権は失効します。
- ・ただし、抽せん日の翌営業日以後に解約する場合で、賞品に当せんしているときは賞品の当せん権は有効とします。

<第59回以前のスーパードリーム中途解約時の懸賞金および賞品の支払いについて>

- ・中途解約については、抽せん日の翌営業日以後に解約する場合で、懸賞金や賞品に当せんされているときは当せん権を有効とし、懸賞金をこの預金および利息とともにお支払いします。また、賞品は抽せん日以後、お送りします。

以上

<城南夢付き定期預金”スーパードリーム”規定>第6条第2項 <城南自動継続夢付き定期預金”スーパードリーム”規定>第6条第4項

現行規定	2024年4月1日改定
<p>この預金は満期日の前には解約できません。当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合および第7条第3項の規定により解約する場合は、懸賞金抽せん権は失効します。ただし、抽せん日の翌営業日以後に解約する場で、証書表面等に記載の抽せん番号が当せんしているときは、懸賞金をこの預金および利息とともに支払います。</p>	<p>この預金は満期日の前には解約できません。当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合および第7条第3項の規定により解約する場合は、懸賞金抽せん権は失効します。また、証書表面等に記載の抽せん番号が当せんしているときは、当せん権は失効します。ただし、抽せん日の翌営業日以後に解約する場で、懸賞金のうち、賞品に当せんしているときは、当せん権は有効とします。</p>

適用開始日：2024年4月1日（月）より